

新規需要米作付拡大支援事業実施要領

令和6年5月24日決裁

令和8年3月30日一部改正

第1 目的

全国的に主食用米の需要が減少する中、本県では、米価の安定化を図るため、主食用米から新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米等の新規需要米への作付転換を推進している。一方、近年の資材価格の高騰等により、農業経営は圧迫され、水田農業経営は不安定なものとなっており、農業所得を確保するためには、生産コストの低減を図る必要がある。

そこで、新規需要米の作付拡大により経営規模の拡大を図る農業経営体及び、一定規模の水稲作付面積を有し、生産コストの低減等を図る農業経営体に対し、低コスト・省力化につながるスマート農業機械等の導入を支援する。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

1 新規需要米

飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料用稲、青刈り用稲・わら専用稲及び新市場開拓用米のことをいう。

2 農業経営体

農産物の生産を行う者又は委託を受けて農作業を行う者。（農地所有適格法人以外の法人も含む。）

第3 事業内容

本事業の事業実施主体、対象品目、補助対象経費、採択要件、成果目標、補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 事業の目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第5 事業の実施等の手続

1 事業実施要望の提出

事業実施主体は、事業の実施要望について、様式第1号により、「新規需要米作付拡大支援事業実施計画書」（様式第3号。以下「実施計画書」という。）を添付して、生産振興課長に提出するものとする。

2 予算の配分

- (1) 生産振興課長は、1により提出のあった実施計画書を確認の上、別表2に基づき実施計画書ごとのポイントを算出して予算を配分し、事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 3により申請のあった実施計画書が1により提出のあった要望の内容と一致しない場合、生産振興課長は予算の配分を取り消すことができるものとする。

3 事業実施計画の承認

- (1) 2の(1)で予算の配分通知を受けた事業実施主体は、実施計画書の承認申請書について様式第2号により、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、申請のあった実施計画書の内容が適切であり、別表1の採択要件を満たすと認められるときは、これを承認し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について以下に掲げる変更を行おうとする場合、3に準じて知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業実施主体の名称の変更
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減又は補助金額の増
- (4) 事業の中止又は廃止

5 事業の着手

事業の着手（機械等の発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した「交付決定前着手届」（様式第4号）を3に準じて知事に提出するものとする。

第6 助成

- 1 知事は、予算の範囲内において別表1に定める事業に要する経費について、あらかじめ別表1に定める補助率の範囲内において補助するものとする。
- 2 知事からの補助金額に千円未満の端数が生じる場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の実施状況について、様式第5号により、原則として目標年度までの間、「事業実施状況報告書」（様式第6号）を添付して、毎年1月末日までに知事へ提出するものとする。
- 2 知事は、1の報告があったときは、内容を確認し、達成状況に応じて指導を行うものとする。
- 3 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15条）第11条の遂行状況の報告については、1に定める実施状況報告に置き換えるものとする。
- 4 知事は、事業実施主体に対して、導入した機械の法定耐用年数が経過するまでの間、別表1の成果目標の1又は2の(1)について維持されていることを確認するものとし、事業実施主体は、知事の求めに応じて、必要書類を提出するものとする。なお、維持されていない場合は、指導を行うものとする。
- 5 知事は必要に応じて、事業実施主体に対して事業遂行状況についての報告を随時求めることができるものとする。

第8 書類の経由

事業実施主体の長が、この要領に基づき、知事に提出する書類は、管轄の農林振興センターの長を経由するものとする。

第9 関係機関の支援

県は、関係機関と連携し、第5により計画の提出を受けた事業実施主体の計画の実現のために、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

第10 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年3月30日から施行する。
- 2 この要領による改正前の新規需要米作付拡大支援事業実施要領の規定に基づき、令和8年3月30日までに実施した事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 この要領の改正後の第7の規定（実施状況報告の期限）については、改正前の要領の規定に基づき実施した事業についても、改正後の規定によるものとする。

別表 1

事業内容

事業実施主体	農業経営体（個人、法人ともに可）
対象品目	水稻（新規需要米）
補助対象経費	補助対象経費は、新規需要米の低コスト・省力生産に資するスマート農業機械等（別表 4 参照）の導入に係るもので、以下の要件を全て満たすこと。（※ 1） 1 実施計画書で定めた成果目標の達成に必要であること。 2 新品であること。 3 利用期間は、法定耐用年数以上とすること。
採択要件	以下の要件を全て満たすこと。 1 事業の実施により、実施計画書で定めた成果目標の確実な達成が見込まれること。 2 導入した機械の耐用年数が経過するまでの間、成果目標の 1 又は 2 の(1)について、維持されること。
成果目標	事業実施前の水稻作付面積の規模に応じて、以下の目標を達成すること。なお、いずれの場合も主食用米の「生産の目安」を達成すること。 1 事業実施前の水稻作付面積が 15ha 未満の場合 事業実施前の水稻作付面積の 1.5 倍以上かつ水稻作付面積が 15ha 以上となること。ただし、必要な拡大面積分は新規需要米の作付けとすること。 2 事業実施前の水稻作付面積が 15ha 以上の場合 以下に掲げる目標を全て達成すること。 (1) 水稻作付面積の 3 割以上が新規需要米の作付けとなること。 なお、既に新規需要米の作付割合が 3 割以上の場合は、3 割以上を維持すること。 (2) 別表 3 の取組項目の 2 項目以上に取り組み、ポイントの合計が 10 ポイント以上であること。 (3) 事業実施前年度の水稲作付面積（全体）と比較して、目標年度の水稲作付面積が減少しないこと。
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内

※ 1 購入先の選定にあたっては、事業実施主体において、複数の業者（原則 2 者以上）から見積書を提出させること等により、事業費の低減を図ること。

別表 2

予算配分に係るポイント計算基準

項目	ポイント計算基準	ポイント数
水稲作付面積に対する 新規需要米の割合	60%以上	7
	55%以上	6
	50%以上	5
	45%以上	4
	40%以上	3
	35%以上	2
	30%以上	1
費用対効果	<p>費用対効果 (ha/百万円) を以下のとおり算出し、それをポイントとする。</p> <p>費用対効果 = 増加する新規需要米作付面積 (ha) ÷ 事業費 (百万円) × 2</p> <p>例) 10ha ÷ 5 百万円 × 2 = 4 ポイント</p>	計算による
複数年契約	新規需要米について、実需者と複数年契約を締結している。	3
GAP	S-GAP等のGAP認証を取得している。	2
	補助事業完了の1年後までの間にS-GAP等のGAP認証を取得する計画がある場合。	1

別表 3

成果目標のポイント表

番号	取組項目	ポイント
1	水稲生産における10a当たり労働時間（作業受託による作業時間も含む）を削減	10%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 2%未満・・・・・・・・1ポイント
2	新規需要米の作付面積（作業受託面積も含む）を拡大	5.0ha以上・・・・・・・・10ポイント 4.0ha以上・・・・・・・・9ポイント 3.5ha以上・・・・・・・・8ポイント 3.0ha以上・・・・・・・・7ポイント 2.5ha以上・・・・・・・・6ポイント 2.0ha以上・・・・・・・・5ポイント 1.5ha以上・・・・・・・・4ポイント 1.0ha以上・・・・・・・・3ポイント 0.5ha以上・・・・・・・・2ポイント 0.5ha未満・・・・・・・・1ポイント
3	水稲生産における農業所得（作業受託による収入も含む）を増加	10%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 2%未満・・・・・・・・1ポイント

別表 4

補助対象機械一覧

項目	補助対象機械
スマート農業機械	<ol style="list-style-type: none">1 自動操舵装置2 自動操舵機能搭載農機3 ロボット農機4 ドローン5 可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を行う機能を有するブロードキャスターや田植機等）6 収量コンバイン7 ほ場水管理システム
水稻直播に対応した作業機	<ol style="list-style-type: none">1 播種機2 レーザーレベラー3 ケンブリッジローラー
その他	<ol style="list-style-type: none">1 その他知事が認めたもの